

「人権が尊重されるまち」指標(案)の概要

はじめに

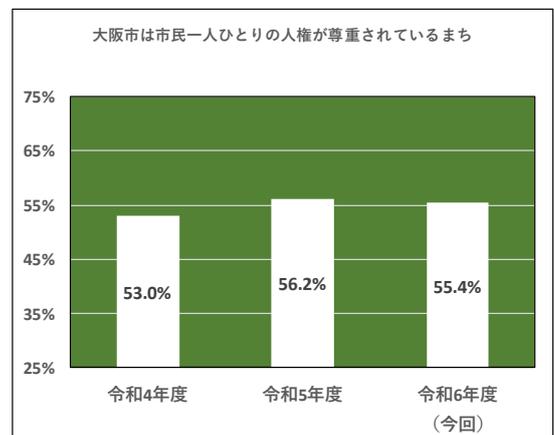
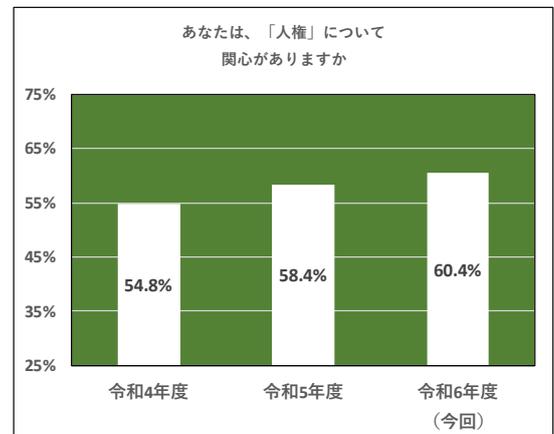
- ・ 大阪市は、平成 21 年に「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定した。
- ・ 大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民に実感してもらうための「道しるべ」として、「人権が尊重されるまち」指標を定め、毎年度改訂している。
- ・ 基本指標に設定されている 16 の各指標は、民間ネット調査(※)の結果を、令和4年度～令和6年度の各年度数値について示している。
- ・ なお、各年度において、調査を委託した事業会社は同一ではなく、調査対象となる集団も異なるため、時系列の推移を見るのではなく、あくまでも参考値としての取扱いとなる。(各グラフに示す数値は、特記のない限り「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計の割合である。)

※ 民間ネット調査

毎年実施。18 歳以上の大阪市民 500 人、各年代(29 歳以下、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳以上)ごとに 100 人を対象にインターネットにて調査。回答者は民間調査会社に登録するインターネットモニターであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「市民全体の縮図」ではない。そのため、調査結果は、「市民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。

I 人権尊重のまちの実現に向けて

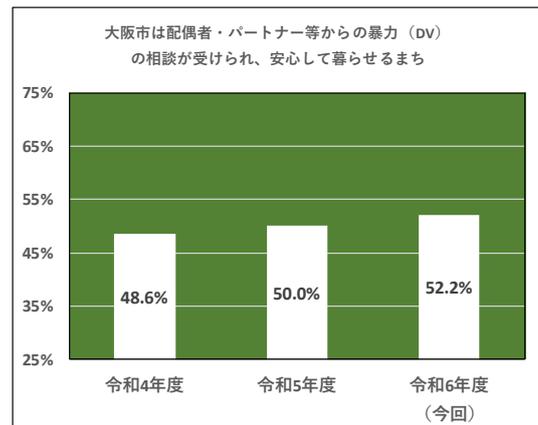
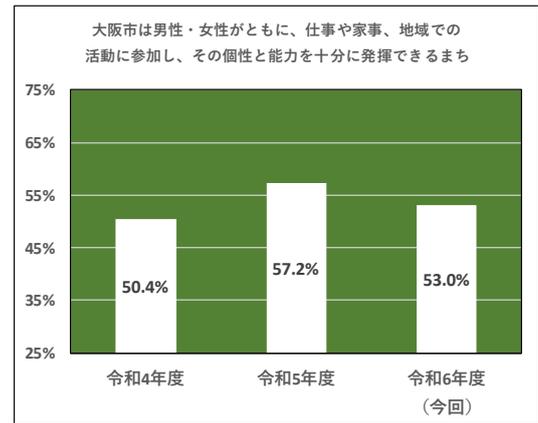
- ・ 「人権が尊重されるまち」の基本指標としている項目については、「人権問題に関する市民意識調査」(直近は令和 2 年度)及び「民間ネット調査」にて、継続的に測定している。
- ・ 「人権に関心がある」とする市民の割合は、「民間ネット調査」では 60.4%となっている。
- ・ 「大阪市民は市民一人ひとりの人権が尊重されているまち」と評価する割合は、55.4%となっている。



II さまざまな人権課題への取組み

(1) 女性

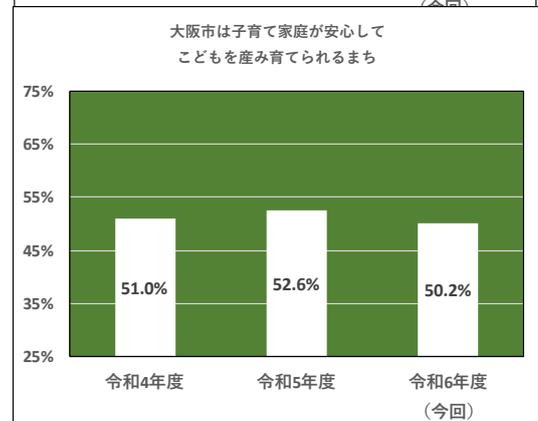
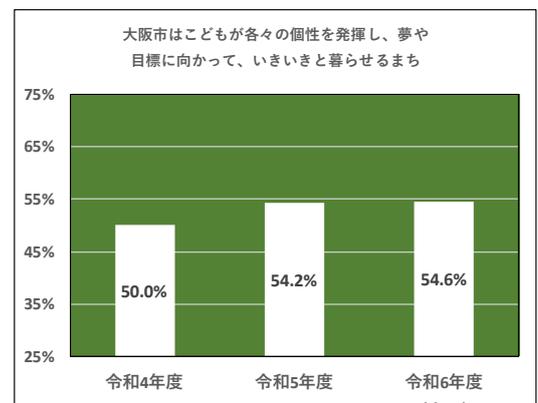
- 令和6年4月には、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを定める「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。
- 基本指標については、「民間ネット調査」では、男女共同参画に関する指標は、53.0%、DVに関する指標は、52.2%となっている。



(2) こども

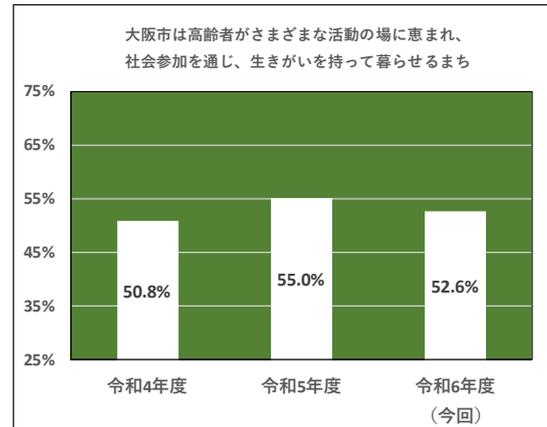
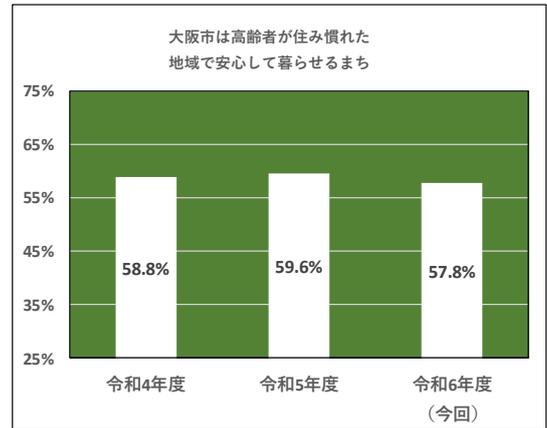
- 「こども基本法」とその基本的な方針等を定めた「こども大綱」、大阪府が策定する「大阪府こども計画」を勘案した「大阪市こども計画」に基づき、総合的なこども・子育て支援施策を推進していく。
- 児童虐待に関しては、令和6年4月施行の児童福祉法において、こどもの権利擁護にかかる環境を整備することが都道府県等の業務として位置づけられた。
- いじめ・体罰の記述におけるいじめ認知件数は、全国では増加しているが、大阪市では減少している。

	(令和4年度)	(令和5年度)
(全国)	66万3,348件	71万1,633件
(大阪市)	2万3,699件	2万3,017件
- 基本指標については、「民間ネット調査」での、こどもがいきいきと暮らせるかの指標は54.6%、子育て安心の指標は50.2%となっている。



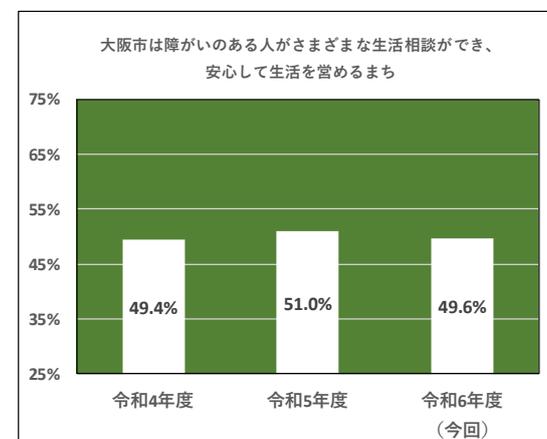
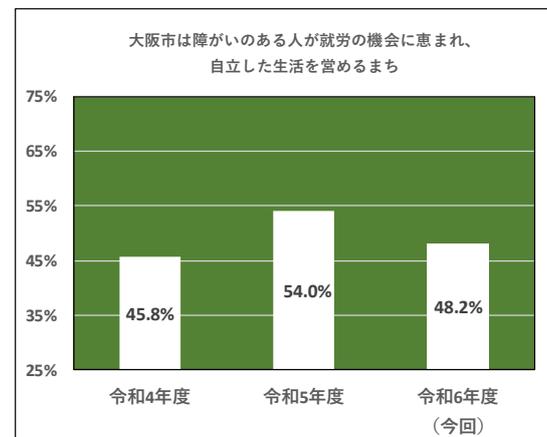
(3) 高齢者

- ・ 大阪市では、総人口が減少する一方で、65 歳以上人口は、令和2年からほぼ横ばいで推移した後、令和7年以降増加に転じ、高齢化が急速に進展することが見込まれている。
- ・ 85 歳以上人口は、令和 17 年ごろまで急激に増加し続ける推計となっており、医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者、重度の要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者などの増加が見込まれている。
- ・ 基本指標については、地域での安心な暮らしの指標は 57.8%、生きがいを持って暮らせる指標は 52.6%となっている。



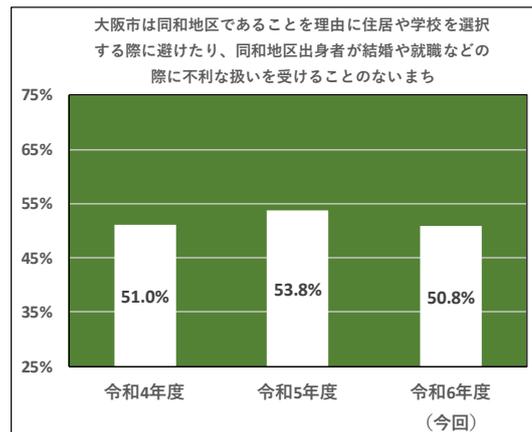
(4) 障がいのある人

- ・ 「障害者差別解消法」により令和 6 年 4 月から合理的配慮の提供の義務化などが図られたことを踏まえ、「大阪市障がい者支援計画(令和6年度～令和 11 年度)」及び、「第7期大阪市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)」を策定している。
- ・ 基本指標については、就労の機会に関する指標は 48.2%、生活の安心感に関する指標は 49.6%となっている。



(5) 同和問題(部落差別)

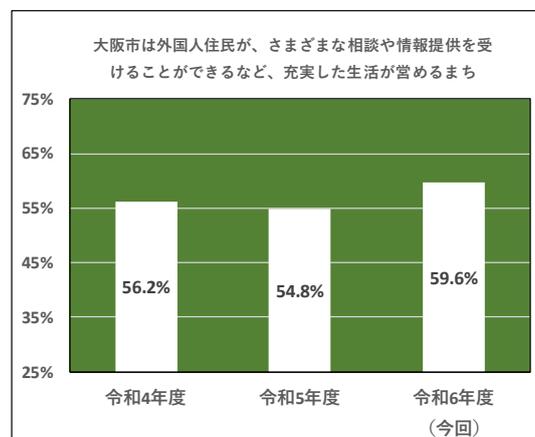
- 基本指標としての、同和地区への差別がないまちであるとする指標は 50.8%となっている。
- 就職差別、結婚差別、住宅を選ぶ際の忌避意識に関する指標については、直近2回の「人権問題に関する市民意識調査」の結果を掲載している。



(6) 外国人

- 外国人住民の総数、国籍・地域数や国別割合の変化をみると、ベトナム、ネパール、インドネシアなどから来日する外国人住民の増加傾向が続いている。

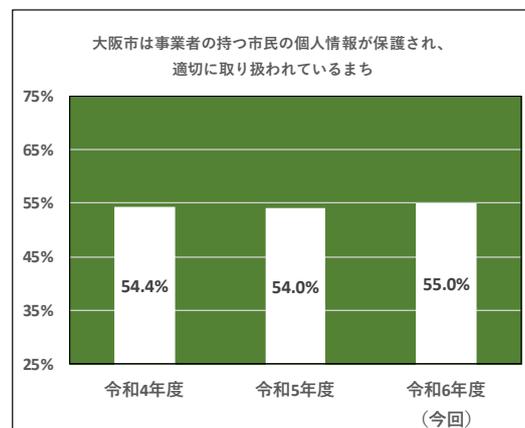
	(令和4年末)	(令和5年末)
総数	15万人超	→ 16万人超
国・地域数	154か国	→ 160か国
韓国・朝鮮籍	38.6%	→ 34.3%
中国籍	28.4%	→ 29.9%



- 「大阪市多文化共生指針」を令和2年12月に策定(令和6年11月に一部改訂)し、引き続き多文化共生社会の実現を目指している。
- 外国人が充実した生活が営めるかの基本指標については、59.6%となっている。

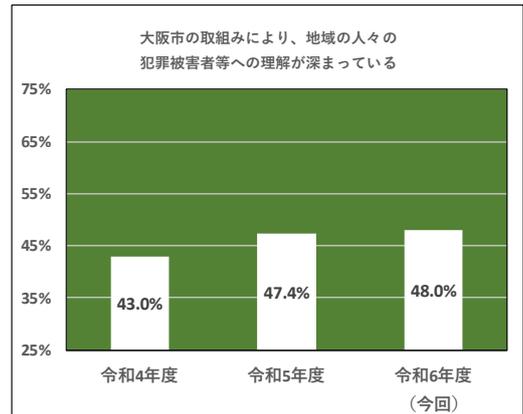
(7) 個人情報の保護

- 令和5年度から国の制度に一元化された後も、大阪府では事業者及び市民に対する法制度の周知・啓発、また、個人情報の取扱いについての相談対応などについては引き続き実施している。
※令和5年度の年間相談件数は22件(前年度32件)
- 基本指標の個人情報が保護されているかについては、55%となっている。



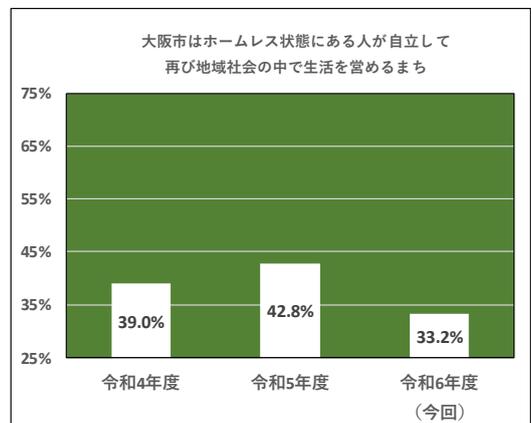
(8) 犯罪被害者等への支援

- 「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」に基づき、被害発生 の初期段階における早期支援、見舞金の支給及び日常生活等の支援を実施している。
- 基本指標の犯罪被害者等への理解が深まっているかについては、48%となっている。



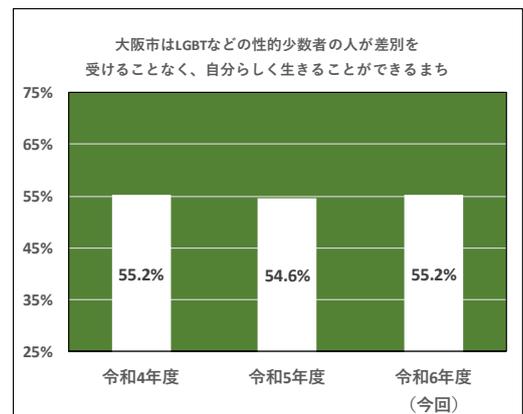
(9) ホームレス

- 大阪市内のホームレス数は、平成 10 年の調査で 8,660 人と記録が残っているが、令和6年1月の概数調査では、820 人に減少している。
- ホームレスの高齢化、野宿生活期間の長期化など、今後対応を工夫していかなければならない課題がある。
- 基本指標のホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちについては、33.2%となっている。



(10) LGBTなどの性的少数者

- 基本指標の LGBT などの性的少数者が自分らしく生きることができるかは、55.2%となっている。
- その他指標の項目で「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を「大阪市ファミリーシップ制度」に表記を変更
※令和 5 年度の宣誓組数は、累計で 577 組



Ⅲ 人権行政の推進

(1) 人権啓発・相談の取組み

人権啓発・相談センターから別途報告予定

(2) 人権行政の担い手づくり

人権問題研修(階層別)の受講者数 1,267 人

人権問題研修(管理者層)の受講者数 2,412 人

人権問題指導者研修の受講者数 45 人

(3) 人権の視点からの行政運営の推進

実行プログラムの策定は、50 所属、50 件